

(第一類 第七号)

第二回 國會 厚生委員會 會議錄 第二十二号

(七十三)

昭和二十三年七月三日(土曜日)

午後四時三十分開議

出席委員

委員長 山崎 岩男君

理事中嶋 勝一君 理事田中 松月君

理事山崎 道子君

大石 武一君 小笠原八十雄君

近藤 鶴代君 太田 典禮君

重井 鹿治君 福田 昌子君

松谷天光君 荊木 一久君

小野 孝君 野本 品吉君

寺崎 覺君 柳原 亨君

出席政府委員

總理廳事務官 三橋 則雄君

厚生事務官 宮崎 太一君

厚生技官 三木 行治君

厚生技官 濱野規矩雄君

委員外の出席者

専門調査員 川井 章知君

七月三日

恩給法臨時特例案(松原一彦君外六十五名提出)(第二十六号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

性病予防法案(内閣提出、參議院送付)(第一八九号)

健康保險法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)(第一九七号)

い、獸処理場等に関する法律案(内閣提出、參議院送付)(第一九九号)

社會保險診療報酬支拂基金法案(内閣提出、參議院送付)(第二〇六号)

恩給法臨時特例案(松原一彦君外六十五名提出)(第二十六号)

十五名提出)(第一六号)

(筆記)

○山崎委員長 たいまいり會議を開きます。

性病予防法案、健康保險法の一部を改正する法律案、い、獸處理場等に関する法律案及び社會保險診療報酬支拂基金法案を議題といたしまして審査を続けます。山崎委員長。

○田中(松)委員 私は山崎委員に代つて性病予防法案について質疑いたします。この法案の國庫負担についてであります。これは全額國庫負担とすべきだと考へるのではありませんが、一般に非常に高い今日の事情と考へ合わせまして、政府ではどのように考へておられますか。

○濱野政府委員 なか／＼困難な点があるのではありませんが、治療の内容をばつきり示してあげたいと考へております。なお困難者にはできる限り扶助したいと考へております。

○田中(松)委員 第二十條で國庫負担が二分の一となつております。これはぜひとも全額負担とすべきだと考へますが、政府の御所見はいかがですか。

○濱野政府委員 全く同感なのであります。困難なのであります。

○田中(松)委員 医療関係では不良医薬品が多いと聞いておるのであります。取締りの規則等を施行するばかりでなく、この法律にその規定を設けるような御意思はありますか。

○濱野政府委員 藥の統制は法律におきましては藥事法で規定いたしてありますし、またベニシリンは現在検査を行つております。

○田中(松)委員 新聞によりますと注射のアンフルが不清潔のため、患者さんがかえつて病氣になつた等という記事があります。事実であるとしたら、非常に重大なことを考へるのであります。事實はどうですか。

○濱野政府委員 もし事実であるとしたらなら嚴重に取調べます。またそういう問題は、今後衛生教育の徹底をはかりまして万全を期したいと考へております。

○山崎委員長 外に御質疑はございせんか。質疑がなければただいま議題といたしてあります。四案につきまして、いずれも質疑を打ち切りたいと存じますが御異議ございせんか。

○山崎委員長 御異議がなければただいまの各案の質疑を打ち切ります。次に討論に入るのでございすが討論は別に通告もありませんので、これを省略いたし、ただちに採決に入りたいと存じます。御異議ございせんか。

○山崎委員長 御異議がなければ性病予防法案、健康保險法の一部を改正する法律案、い、獸處理場等に関する法律案及び社會保險診療報酬支拂基金法案の各案を一括して採決に入ります。ただいまの各案を原案通り可決いたすことに賛成の諸君の御起立を願います。

(議員起立)

○山崎委員長 起立議員。よつてただいまの各案はいずれも原案通り可決いたしました。

なお、議長に提出いたします報告書の作成に關しましては、委員長に一任していただきたいと存じますが、御異議ございせんか。

○山崎委員長 御異議がなければさよう取計らいます。

○山崎委員長 次に松原一彦君外六十五名提出の恩給法臨時特例案を議題といたします。

先ず提案者の野本品吉君より提案理由の説明を聴取いたします。ことにいたします。野本品吉君。

○野本品吉君 たいまいり議題となりました恩給法臨時特例案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

昭和二十一年十月恩給法臨時特例が制定され、同年十月から施行されて今日に至つておりますが、これは、恩給法所定の恩給金額計算方法に對し、例外的な取扱ひを、暫定的に定めたもので、公務員の俸給の増加にかかわりず、恩給金額を従来の金額の程度にすえ置かんとするものであります。その法文にも明白なごとく、この法律はとらえず、當分の間の法律として制定されたものであります。しかるに、この法律は制定後、今日まで久しくそのままだに放置されておりますために、恩給制度は退職給與制度としての実を失ひ、ただ単にその名を止むるにすぎない状態になりましてから、ここ二、三年來各方面から、この法律の撤廃、恩給制度改善を要望されるに至り、その叫びは、年々ともに大きくなつてまいりました。國會に對しても毎回全國各地から請願及び陳情が殺到し、國會におきましては、その都度これを採択して、政府にその善処方を要望したのであります。また本會議あるいは委員會においても、われ／＼同僚の諸君からしばしばこれについて政府當局の善処を切望して來つたのであります。未だに、その実現を見るに至りませんことは遺憾にたえないところであります。

殊に新給與制度が実施されることになりましては、もろ／＼、依然としてこの法律を放置して、恩給金額を依然として現状のままにすえ置くことは、眞に遺憾にたえないところであります。永年の間十年一日のごとく公務員に精勤して、退職した忠實な公務員に對し、われ／＼のまつく忍び得ないところでありまして、よつてわれ／＼は、國家公務員法に明らかにされた恩給制度の趣旨に鑑み、退職者が相應の生活を営み得るごとき恩給を給し得るように、恩給制度を改善することを目的とし、現行恩給法臨時特例に改正を加へることといたしたのであります。さういふに、同僚諸君多數の御理解ある御賛同により、これに要する經費につきましましては、ききに、適當な精微が講ぜられまして、本案を立案いたしまするとともに、なお、國家財政等に對し影響するところを顧慮して、政府當局

の意見をも徴し、その賛同を得て、ここに本案を提出するに至りました次第であります。

改正の主なる点は、およそ次の諸点にこれを要約することが出来ます。

第一点は、一般恩給額の計算に関する措置であります。

現行恩給法の規定によりますと、普通恩給、扶助料、一時恩給、一時扶助料等一般恩給額は公務員の退職又は死亡当時の俸給額を基礎として計算されることになっております。然るに恩給法臨時特例の規定は、この取扱ひに対する暫定的な取扱ひとして、この計算方法に対して制限を設け、戦前における公務員の俸給額程度の仮定俸給を設けまして、これを基礎としてこれらの恩給を計算することにしたのであります。今日の物價事情及び在職者の給與水準に照らしまして、今後なおこのように恩給金額をすえ置くことは適當でないと思われましますので、この制限を撤廃いたしました。恩給法所定の通り公務員の退職または死亡当時の俸給額を基礎として、これを計算することとしたそうとするのであります。

第二点は、公務員傷病者の恩給に関する措置であります。現行恩給法及び恩給法臨時特例の規定によりますと公務員傷病者に給せられる増加恩給及び傷病年金は、公務員の等級の別及び傷病の原因程度の別によりまして定額制となつておりますが、今回公務員の俸給制度が根本的に改正され、また俸給の額も相当増額されましたに照らしまして、このような定額制としておくことは適當でないと思われましますので、これを改めて増加恩給及び傷病年金は、傷病の原因程度の別のみにより定めた率

を、退職当時の俸給額に一律に乗じて計算することとしたそうとするのであります。また、この退職当時の俸給額に乘すべき率は、恩給法臨時特例制定前の退職当時の俸給に対するこれらの恩給の従来の割合より悪くならないようなものを採用することとしたのであります。

なお、右のような公務員傷病恩給受給者であつて、妻、未成年の子、父母、祖父母等扶養家族を有する者につきましては、さらにその生活上の負担を軽くする必要があると考えられますので、在職給における扶養手当の制度にならぬ、扶養家族加給制度を設け、その家族一人につき月額二百円を加給することとしたそうとするのであります。

第三点は、公務員扶助料に関する措置であります。現行恩給法及び恩給法臨時特例の規定によりますと、公務員傷病のため死亡した公務員の遺族に給する扶助料は、公務員の等級の別及び傷病の原因の別によりまして定められた一定率を普通の扶助料額に乘じて計算することになつておりますが、ただいま申し上げました公務員傷病恩給の場合と同様の理由でこれを改めて、この種の扶助料は、傷病の原因の別のみによつて定められた率を一律に第一点で申し上げました公務員の俸給そのまゝの額を基礎として計算いたしました普通扶助料に乘じて計算することとしたそうとするのであります。また、この割合は、恩給法臨時特例制定前の恩給法従来の割合を下らないようなものを採用することとしたのであります。

なお、右のような扶助料につきましても、現行法及び恩給法臨時特例によりますと、遺族三人以上の場合にのみ遺族加給の制度がありまして、基本扶助料に公務員の等級の別と遺族員数とにより定められた率を乗じて得た若干の金額を加給することになつておりますが、これを改めまして、ただいま申し上げました家族加給と同じように、遺族一人につき月額二百円を一律に加給いたそうとするのであります。

第四点は、いわゆる若年者及び多額所得者の普通恩給停止に関する措置であります。現行恩給法の規定によりますと、普通恩給を受ける者が四十才以下であるときは、その年令に應じて、普通恩給の四分の一乃至八分の一停止することとなつておるのであります。が、今回、この法律におきましては、普通恩給金額計算に対する制限を撤廃して、これを恩給法の規定の通りの計算方法に復せしめました結果、普通恩給金額が増加しますこと及び社会事情をも考慮しまして、この停止はさらに強化するのが適當であると思われまします。傷病のため所得能力を制限されるような者を除いて、四十才未満の者であれば、恩給の全額を停止し、四十才未満であれば恩給の五割を、五十才未満であればその三割を停止することとしたそうとするのであります。

次に現行恩給法臨時特例によりますと、普通恩給年額が千円以上で恩給外の所得が一万円を越える者については、所得額に應じて、恩給の一割五分ないし三割を停止することとなつておりますが、この法律案によりまして普通恩給が増額されたことと、最近の物價事情の推移とを考慮合せまして、恩給年額が一萬五千円以上で恩給外の所得が十五万円を越える者について、この割合で恩給の停止を行ふことに改めようとするのであります。

第五点は、災害補償との調節に関する措置であります。先般労働基準法の施行に伴ひ、公務員が、公務のため傷害を受け、または病氣になり、その傷病が治つたときあるいは、公務のため傷病に起因して死亡したときは、一般勤労者と同じように、同法に基く災害補償を受けることになりましたので、公務に起因する傷病のため退職し、または死亡した公務員につきましては、すでに災害補償を受けた傷病と同じ傷病によつて公務員関係の恩給または扶助料を給せられるような場合も生ずることになりましたから、災害補償を受けた者に給するこの種の恩給につきましては、補償を受けてから六年間これに相當する部分の恩給を停止して、災害補償と恩給との間におきまして適當な調節を行ふとするのであります。

第六点は、現在の年金恩給受給者に対する措置であります。現在の受恩給者は、はなはだ少額の恩給を受けています。傷病者、老齢者等ははなはだしく困窮いたしておるものと想像されますので、このような人々の恩給をもできる限り、この法律施行の際に退職する類似の人々の恩給金額の程度にまで、これを引き上げるべきであると思われましますから、これ等の者の受ける恩給金額に近く、しかして、この者の受ける金額を越えない程度に増額することとしたそうとするのであります。

以上のほか、警察監獄職員または義務教育制の学校の教育職員は、恩給金の取扱ひ等、従前の恩給法臨時特例に規定されました恩給法の特例であつて、引き続き存続せしめるのが適當であると考へられます。併せて規定いたしましたのであります。

恩給法臨時特例案

右の議案を提出する。
昭和二十三年六月二十八日
提出者

松原 一彦	山崎 岩男
有田 二郎	田中 松月
山崎 道子	武田 キヨ
徳田 球一	井上 知治
大野 伴隆	小笠原八十美
近藤 鶴代	中嶋 勝一
深津玉一郎	降旗 徳弥
村上 清治	山口六郎次
太田 典禮	角田藤三郎
福田 昌子	松谷天光光
武藤運十郎	節岡 榮一
井村 徳二	荊木 一久
小野 孝	最上 英子
野本 品吉	松本 眞一
齋藤 晃	寺崎 覺
柳原 亨	高津 正道
野老 誠	永井 一夫
田淵 実夫	永井勝次郎
松澤 兼人	松本 淳造
原 彪之助	五坪 茂雄
伊藤 恭一	米田 吉盛
西山富佐太	久保 猛夫
押川 定秋	中山 マサ
圓谷 光衛	富田 照
水谷 昇	坂田 道太
青木 孝義	小川原政信
花月 純誠	柏原 義則

笹森 順造 船田 亨二
黒岩 重治 大原 博夫
酒井 俊雄 豊澤 豊雄
只野直三郎 織田 正信
相馬 助治 受田 新吉
田中 久雄 大島 多藏

恩給法臨時特例

(この法律の目的)

第一條 公務員の給與の変更等に伴う恩給法(大正十二年法律第四十八号)の臨時の特例については、この法律の定めるところによる。

第二條 國家は、國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号。同法の改正規定並びに同法に基く政令及び人事委員会規則を含む以下同じ。)の規定がこの法律の規定と矛盾する場合においては、その國家公務員法の規定が優先するものであることを、ここに宣言する。

(若年により恩給停止の特例)

第二條 普通恩給については、恩給法(以下法という。)第五十八條第一項第三号の規定にかかわらず、これを受ける者が四十歳に満ちる月までは、その全額を、四十歳に満ちる月の翌月から四十五歳に満ちる月までは、その十分の五を、四十五歳に満ちる月の翌月から五十歳に満ちる月までは、その十分の三を停止する。

2 前項に規定する普通恩給の停止は、普通恩給と増加恩給又は傷病年金とが併給される場合には、これを行わない。

3 第一項に規定する普通恩給の停止は、公務に起因しない傷、又は疾病が法第四十九條の二又は第四十九條の三に規定する程度に達し

てこれがため退職した場合には、退職後五年間は、これを行わない。

4 前項の期間満了の六月前までに、傷、又は疾病が回復しない者は、裁定廳に対し、前項の期間の延長を請求することができる。この場合において、その者の傷、又は疾病が、なお前項に規定する程度に達しているときは、第一項に規定する普通恩給の停止は、引き続きこれを行わない。

(多額所得による恩給停止の特例)
第三條 法第五十八條第一項第四号及び同條第二項の規定による普通恩給の停止については、これらの規定にかかわらず、恩給年額が一萬五千円以上で、前年における恩給外の所得の年額が十五万円を超える者について、左の区分によつて、これを行ふ。

一 恩給年額と恩給外の所得の年額との合計額が十八万円以下であるときは、十六萬五千円を超える金額の一割五分の金額に相当する金額。但し、恩給の支給額は、年額一萬五千円を下ることなく、その停止年額は、恩給年額の二割五分をこえることはない。

二 恩給年額と恩給外の所得の年額との合計額が十八万円をこえ二十四万円以下であるときは、十六萬五千円をこえ十八万円以下の金額の一割五分の金額と十八万円をこえる金額の二割の金額との合計額に相当する金額。但し、恩給の支給額は、年額一萬五千円を下ることなく、その停止年額は、恩給年額の三割をこえることはない。

三 恩給年額と恩給外の所得の年額との合計額が二十四万円をこえ三十万円以下であるときは、十六萬五千円をこえ十八万円以下の金額の一割五分の金額と十八万円をこえる金額の二割の金額との合計額に相当する金額。但し、恩給の支給額は、年額一萬五千円を下ることなく、その停止年額は、恩給年額の二割をこえることはない。

三 恩給年額と恩給外の所得の年額との合計額が二十四万円をこえ三十万円以下であるときは、十六萬五千円をこえ十八万円以下の金額の一割五分の金額と十八万円をこえる金額の二割の金額との合計額に相当する金額。但し、恩給の支給額は、年額一萬五千円を下ることなく、その停止年額は、恩給年額の二割をこえることはない。

額との合計額が二十四万円をこえ三十万円以下であるときは、十六萬五千円をこえ十八万円以下の金額の一割五分の金額と十八万円をこえる金額の二割の金額との合計額に相当する金額。但し、恩給の支給額は、年額一萬五千円を下ることなく、その停止年額は、恩給年額の二割五分をこえることはない。

四 恩給年額と恩給外の所得の年額との合計額が三十万円をこえ三十六万円以下であるときは、十六萬五千円をこえ十八万円以下の金額の一割五分の金額と十八万円をこえる金額の二割の金額との合計額に相当する金額。但し、恩給の支給額は、年額一萬五千円を下ることなく、その停止年額は、恩給年額の二割五分をこえることはない。

五 恩給の請求又は裁定の遅延に因り前年以前の分の恩給について、第一項に規定する恩給の停止を行ふべき場合においては、前項の規定にかかわらず、その停止額は、その停止を行ふべき期間後の期間分の恩給支給額から、これを控除することができる。

(個人納金の特例)

第四條 法第五十九條第二項但書及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「百分の一」とあるは「百分の二」と読み替へるものとする。

(増加恩給年額の特例)

第五條 公務員又は公務員に準ずる者の増加恩給の年額は、法第六十五條の規定にかかわらず、退職当時の俸給年額に傷病の原因及び不具は、疾の程度により定めた別表第一号表の率を乗じて得た金額とする。但し、傷、を受け、又は疾病にかつた時から五年内に退職しなかつた場合においては、傷、を受け、又は疾病にかつた時から五年を経過した日における俸給の額により計算した俸給年額を退職当時の俸給年額とみなす。

(傷病年金年額の特例)

第六條 公務員又は公務員に準ずる者の傷病年金の年額は、法第六十五條の二の規定にかかわらず、退職当時の俸給年額に傷病の原因及び傷病の程度により定めた別表第二号表の率を乗じて得た金額(普通恩給を併給される場合において

は、その金額の十分の八・五に相当する金額)とする。

2 前條但書の規定は、傷病年金を給すべき者の退職当時の俸給年額について、これを準用する。

(増加恩給又は傷病年金の家族加給)
第七條 増加恩給又は傷病年金を受ける場合において、これを受ける者に扶養家族があるときは、二十四百円に扶養家族の員数を乗じて得た金額を、増加恩給又は傷病年金の年額に加給する。

2 前項の「扶養家族」とは、増加恩給又は傷病年金を受ける者の退職當時から引き続いてその者により生計を維持し、又はその者と生計を共にする祖父母、父母、妻及び未成年の子をいう。

(扶助料年額の特例)

第八條 法第七十五條第一項の規定の適用については、同項第二号中「退職當時の等級により定めたる別表第五号表の率」とあるのは「四十割」と、同項第三号中「退職當時の等級により定めたる別表第六号表の率」とあるのは「三十三割」と、同項第四号中「退職當時の等級により定めたる別表第七号表の率」とあるのは「二十四割」と読み替へるものとする。

2 法第七十五條第一項第二号から第四号までの規定による扶助料を受ける場合において、これを受ける者に扶養家族あるときは、法第七十五條第二項から第四項までの規定にかかわらず、二十四百円に扶養家族の員数を乗じて得た金額を、扶助料の年額に加給する。

3 前項の「扶養遺族」とは、扶助料を受ける者により生計を維持し又はその者と生計を共にする遺族で扶助料を受ける要件を具えるものをいう。

(重複加給の禁止)

第九條 第七條第一項又は前條第二項の規定により加給を受けるべき場合において、一人の扶養家族又は扶養遺族が二以上の恩給について加給を受けるべき原因となるときは、当該扶養家族又は扶養遺族は、最初に給與事由の生じた恩給についてのみ加給の原因となるものとする。

(災害補償との関係)

第十條 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十七條の規定による障害補償又はこれに相当する給付であつて同法第八十四條第一項の規定に該当するものを受けた者については、当該補償又は給付を受ける事由の生じた月の翌月から六年間は、増加恩給又は傷病年金(第七條第一項の規定によりこれらの年額に加給される年額を含む)は、これを停止する。

第十一條 労働基準法第七十九條の規定による遺族補償又はこれに相当する給付であつて同法第八十四條第一項の規定に該当するものを受けた者については、当該補償又は給付を受ける事由の生じた月の翌月から六年間は、左の区分によつて扶助料の一部を停止する。

一 法第七十五條第一項第二号の規定による扶助料については、その年額の四十分の三十に相当する金額に第八條第二項の規定

による加給年額を加えた金額

二 法第七十五條第一項第三号の規定による扶助料については、その年額の三十三分の二十三に相当する金額に第八條第二項の規定による加給年額を加えた金額

三 法第七十五條第一項第四号の規定による扶助料については、その年額の二十四分の十四に相当する金額に第八條第二項の規定による加給年額を加えた金額

第十二條 前二條の規定による停止年額が、その者の受けた労働基準法第七十七條若しくは第七十九條の規定による補償又はこれに相当する給付であつて同法第八十四條の規定に該当するものの金額の六分の一に相当する金額をこえる者については、その停止年額は、当該補償又は給付の金額の六分の一に相当する金額とする。

(恩給の請求手続)

第十三條 この法律の規定による恩給の請求手続については、政令でこれを定める。

附則

第十四條 この法律は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年七月十日から、これを適用する。

第十五條 恩給法臨時特例(昭和二十一年法律第三十六号)は、昭和二十三年六月三十日限り、これを廃止する。

第十六條 昭和二十三年六月三十日以前に給與事由の生じた一時恩給又は一時扶助料の金額及び同日以前に給與事由の生じた普通恩給、増加恩給、傷病年金又は扶助料の昭和二十三年九月分までの年額の計算

については、なお従前の例による。

2 前項の場合においては、昭和二十三年一月一日から同年六月三十日までで退職し、又は死亡した者の退職又は死亡当時の俸給の額は、昭和二十二年十二月三十一日における給與に關する法令の規定による本俸の額とする。

第十七條 前條に規定する普通恩給、増加恩給、傷病年金又は扶助料については、昭和二十三年十月分以降、その年額を普通恩給年額計算の基礎となつた俸給年額(普通恩給を受けるものとした場合において、普通恩給の年額計算の基礎となるべき俸給年額を含む)にそれぞれ對應する別表第三号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の

俸給年額とみなしてこの法律の規定を適用して算出した年額に改定する。

第十八條 前條の普通恩給を受ける者については第二條第三項及び第四項の規定は、これを適用しない。

2 前項の普通恩給を受ける者に第二條第一項の規定を適用する場合において、その者に支給する額は、この法律の制定がなかつたならば受けるべきであつた額を下ることはない。

第十九條 この法律の適用を受ける恩給額の計算については、恩給の減額補給及び停止に關する法律(昭和七年法律第十三号)は、これを適用しない。

第二十條 昭和二十一年七月一日以後引き続いて内地外にある者が内地に帰還しないで退職し、又は死亡した場合に給する恩給の額の計算については、その者が昭和二十一年六月三十日において現に受けていた俸給の年額の百分の百三十三(公務に因る傷、又は疾病のため退職し、又は死亡した者については、百分の百四十五)に相當する額にそれぞれ對應する別表第三号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなしてこの法律の規定を適用する。

第二十一條 第十七條の規定により恩給年額を改定する場合においては、裁定職は、受給者の請求を待たずに、これを行う。但し、第七條第一項又は第八條第二項の規定による加給については、受給者の請求を待つて、これを行う。

(別表)

第一号表

傷病原因		症狀等差		特別項	
甲	乙	普通公務	特殊公務	第二項	第二項
104 150	88 150	74 150	60 150	58 150	46 150
88 150	74 150	60 150	49 150	40 150	33 150
74 150	60 150	49 150	40 150	33 150	23 150
60 150	49 150	40 150	33 150	23 150	
49 150	40 150	33 150	23 150		
40 150	33 150	23 150			
33 150	23 150				
23 150					

特別項は各号第一項の率に其の十分の五以内の率を加えたものとする。

第二号表

傷病原因		症狀等差		第一款	
甲	乙	普通公務	特殊公務	第二款	第三款
30 150	25 150	24 150	21 150	18 150	15 150
25 150	20 150	21 150	18 150	15 150	
20 150	18 150	15 150			
18 150	15 150				
15 150					

第三号表

普通恩給年額計算の基礎となつた俸給年額

仮定俸給年額

五四〇同	一四、四〇〇同
六〇〇	一五、八四〇
六六〇	一七、二八〇
七八〇	一八、七二〇
九〇〇	二〇、一六〇
一、〇二〇	二二、〇八〇
一、一四〇	二四、〇〇〇
一、二六〇	二五、九二〇
一、三八〇	二七、八四〇
一、五〇〇	二九、七六〇
一、六二〇	三一、六八〇
一、七四〇	三三、六〇〇
一、九二〇	三六、〇〇〇
二、一〇〇	三八、四〇〇
二、二八〇	四〇、八〇〇
二、四六〇	四三、二〇〇
二、六四〇	四五、六〇〇
二、八八〇	四八、〇〇〇
三、一二〇	五〇、四〇〇
三、三六〇	五二、八〇〇
三、六〇〇	五五、二〇〇
三、八四〇	五七、六〇〇
四、三二〇	六二、四〇〇
四、八〇〇	六七、二〇〇
五、二八〇	七二、〇〇〇
五、七六〇	七六、八〇〇
六、二四〇	八一、六〇〇
六、七二〇	八六、四〇〇
七、二〇〇	九一、二〇〇
七、八〇〇	九六、〇〇〇
八、四〇〇	一〇〇、〇〇〇
一、〇〇〇	一〇四、〇〇〇

普通恩給年額計算の基礎となつた俸給年額五四〇円未満の者の仮定俸給年額は、その俸給年額の二六倍に相当する額とする。
普通恩給年額計算の基礎となつた俸給年額が、この表記載の額に合致しないものについては、その直近多額の俸給額に対する仮定俸給年額による。

○山崎委員長 それではこれから審査に入ります。質疑は通告順にこれを許します。大石武一君。

○大石(武)委員 この臨時特例案で傷痍軍人はどうなりますか。

○三橋政府委員 厚生年金保険法の一部を改正する法律案が今回国会を通過しましたので、一般の傷痍年金が引上げられたのですから、傷痍軍人も当然そうしたいと思つております。

○野本委員 関係方面と折衝を行つたとき、関係方面でも、その方面に関心を持つ日本の人達と話したいと述べていたから、今後はどん／＼そういう方面に力を注ぎたいと思つております。

○大石(武)委員 今後とも傷痍軍人のことにはぜひ協力いたしたいと存じます。

○山崎委員長 重井鹿治君。

○重井委員 元大学教授で、現在七八才、現在無職の人との特例案とどういう関係がございますか。

○三橋政府委員 以前の恩給法によりますれば多分年額二千四百円だったと思いますが、この特例案が施行になれば、三万四千円になります。

○重井委員 私は未だ厚生委員になつたばかりで、恩給の法規もよく見ておりませんが、今日通過した恩給法の一部を改正する法律案とこの特例案とはどういう関係にあるのですか。

○三橋政府委員 恩給法の一部を改正

する法律案は、新憲法公布後に諸制度の改廃、制定があり、それらとの関係のため改正いたしましたもので、この特例案と全然関係はございません。

○山崎委員長 次に委員外の樋貝詮三君より委員外発言を求められておりますが、これを許すことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議がなければこれを許します。樋貝詮三君。

○樋貝詮三君 それでは政府に対して二、三点質問したいと存じます。

第一に傷痍軍人の恩給であります。同じ軍人という名前についてはおりますが、一般の軍人恩給と傷痍軍人の恩給を一語に取扱つてはならぬと思ひます。傷痍軍人の大部分というのは、召集によつて軍人になつたものでありまして、戦争を推進させるとか、戦争を好むとかいつて軍人になつたのではございません。自らの好むと好まざるとを問はず、軍人として戦争にも従事せねばならぬようになつた人々であります。その点においては、一般の文官などとはちつとも変つた人々ではありませぬ。今回恩給の大増されるようになつたことは、社会政策の意味から言つても非常に時宜を得た御処置であると思ひます。前に恩給増額るときは、三割増加になるのに全国であつたとき、その増加に過ぎないものと恩給増額に對する御所見を伺いた

もありませんが、今度は平靜な中にこの増額ができたということは、國民各位の自覺に起因していると思ひます。それにつけても、傷痍軍人の恩給というものはぜひ増額したいのですが、これに對する政府の御所見を伺いた

第二に、恩給の本質についてであります。從來恩給という文字に災いされて、恩給は何か恩恵として與えられるものであるかの感をもたれたものであります。これははなはだ恩給受給者にとつて迷惑の至りで、恩給は決してそんなものでない、一般社会政策の盛んな國々も、社会政治のほかに恩給が存在いたしております。米國でも、英國はもとより、あの國際連盟においても認められておりました。それは現在の給與で、経済能力の減換をカバーし盡されないからであります。官公吏として薄給を與えておいて、將來の恩給をもつてその足りない分を補うという組織であります。恩給があるからという理由で現在の官公吏の俸給なども一般公務者より御安でありますし、やめて後まで恩給を與えようという理由で薄給であります。言ひかえれば、われわれの経済能力が徐々に減じて使ひ途にならぬ者は一般の年金である恩給で賄うし、急に減つたものはそれが公務に原因した場合等、傷痍恩給で賄つておりました。ともに能力の減つた者に対する補償であります。私はまたそう信じております。馬場博士などもこう申されておりました。決して恩給亡國などということが言われるべきではありません。これは先年恩給増額が國家財政をも顧みずに叫ばれたときに、そんなに過當の要求をする恩給亡國に

なるぞと、この私が初めて使った言葉であります。それを財政とにらみ合せないで恩給亡國などという言葉を使われることは慎んでもらいたいと思ひます。恩給を廃止するならば、將來の人々の分は現在俸給を増して、それから廃止して下さい。また過去の恩給は過去の事実に基づくものでありますから、それは増額なり一時金に換算するなり、時價を與えて下さい。これは公務員を使つた國家なり公共團體なりの義務であると信じます。今回は増額を願うのでありますから、申すことはないものであります。恩給の本質についての政府の御所見を伺いたないのであります。

○三橋政府委員 ただいまのお尋ねの第一の点、すなわち傷病軍人の点に關しては、非軍事的事由に基づく一般の補償制度の最低限度を越えない限度において給與を許されている次第でありますから、このような補償制度の最低限が引き上げられしならば、これに伴つて、軍人軍屬傷病恩給についても、できるだけ努力を拂つて、許される範圍の増額實現をはかりたいと考えています。

第二の点においてはまったく同様の意を表するものであります。近く國家公務員法による退職給與制度も確立されると思ひますが、同法の規定の趣旨から申しましても、たといその制度に大變革がなされたといひしとしても、お説のような趣旨を没却するようなことにはならないと想像いたしております。

○議員三君 さらにもう一つお伺ひしたいと存じます。それは恩給という言葉であります。今日の給與の性質から見て、恩給という言葉は必ずしもこ

の給與性質を表はしておるとは申されません。ペンションというのを恩給と訳しておりますが、数百年前英國宮廷に起りました當時には恩給というものが當つたでありませうが、今回の恩給には恩惠の意味が含まれておりません。當時私恩給法の制定にあつて、恩給という文字のないことと、文句の簡單のことと、そして當時にはいくらか恩惠の意味も残つておりました爲に恩給という言葉を使ひましたが、今日ではもうやめてよろしいと思ひます。この言葉は誤解を招きますが、政府はこれに關して何か御考慮になつたことがありませうか。

○三橋政府委員 恩給という名称につきましては、種々研究してみましたが、ただいまお述べになりましたように適當な名称が見当たらないような事情でありまして、國家公務員法におきましても恩給と稱しておりますので、今後とも検討はいたしますが、目下のところこのままにしておる次第であります。

○山崎委員長 外に質疑はございませうか。

それでは質疑もないようでございますから、本案に關する質疑を打ち切りたいと存じます。御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 それでは本案に対する質疑を打ち切ります。

次に本案に対する討論につきまして、別に通告もないようでございますから、討論を省略してただちに採決に入りたいと存じます。御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議がなければただちに本案の採決に入ります。

恩給法臨時條例案を原案通り可決することに賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔議員起立〕

○山崎委員長 起立総員。よつて本案は原案通り可決いたしました。

なお議長に提出いたします報告書の作成に關しましては、委員長に一任していただきますと存じます。御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議がなければ左様取計いたします。

本日はこれをもつて散會いたします。次会は明日午前十時より開會いたします。

午後五時二十八分散會

〔參照〕

性病予防法案(内閣提出)に關する報告書

一、議案の目的及び要旨

性病まん延の現況に鑑み、性病の予防及び治療対策を強力に確立し、もつて性病の撲滅に寄與し、公衆衛生の増進及び向上を図るのが本法案の目的である。その内容の主なるものは概ね次の通りである。

(一) 性病の徹底的な治療及び予防を國家及び公共團體並びに個人の義務とし、醫師はこれに協力する義務をもつものとしたこと。

(二) 性病の取扱は急性傳染病と同様医師の届出制度をつたこと。

(三) いわゆる接觸者調査を行い得ることとしたこと。

(四) 賣淫常習の疑ひ著しいもの又は性病まん延の著しいとき等、正当の理由ある場合には都道府縣知事は強制健康診断命令を発し得ることとしたこと。この場合基本的人権にゆりりを招くことのないように救済措置を講じたこと。

二、議案の可決理由

現在の性病まん延の状況に鑑み、性病の徹底的な予防及び治療を期するため、本法案は緊要なものであり、その内容も妥當と認められるので、これを可決すべきものと議決した。

三、本案施行に要する経費

約一億八百八十二万円

右報告する。

昭和二十三年七月三日

厚生委員長 山崎 岩男

衆議院議長松岡駒吉殿

健康保險法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

一、議案の目的及び要旨

本法案は、從來命令で定められた重要事項を法律に移すとともに、社會經濟事情に鑑み、次の諸点について実体的な改正を行い、國民生活の實情に即應した保險制度の充實を遂げることを目的とする。その内容の主なるものは次の通りである。

(一) 被保險者の標準報酬について新たに十級を追加して最高を八千四百円に改めたこと。

(二) 國、都道府縣及び市町村等に使用される公務員を健康保險の被保險者としたこと。但し、國家公務員に對しては法律をもつて組織された共済組合に對し健康保險事業の實質的代行を認めることとしたこと。

(三) 保險醫及び保險藥劑師の強制指定制度を廢し、それらの者の同意に基づく任意指定制度に改めたこと。

(四) 保險料は、政府管掌の健康保險は千分の四十とし、特別の場合には厚生大臣が健康保險委員會の意見を聽いて一割の範圍内で變更できることとし、健康保險組合の場合には千分の三十乃至千分の八十の範圍内でこれを定め、厚生大臣の認可を受けるとした。

二、議案の可決理由

本法案は、最近の社會保險の趨勢に鑑み、被保險者の範圍を拡張し、保險医制度に改正を加え、被保險者の標準報酬額及び保險給付額を引き上げる等、健康保險所期の目的である被保險者の生活安定に資するものである。法律案の内容は極めて適當と認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十三年七月三日

厚生委員長 山崎 岩男

衆議院議長松岡駒吉殿

〔内閣提出〕に關する報告書

一、議案の目的及び要旨

從來へい歐處理場等に関する法律案

各都道府県令により行つて来たのであるが、昭和二十二年法律第七十二号「日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律」によりこれらの都道府県令はその効力を失つたので、この際統一的な基準を定めてこれらの衛生取締を徹底強化しようとするのが本法律案の目的である。その内容は、一、獣処理場の設置、衛生管理、行政監督上の権限及び罰則等を規定している。

二、議案の可決理由

一、獸及び獸畜の衛生的処理の徹底と公衆衛生の向上を図るため、本法律案の制定は緊要なものと認めこれを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十三年七月三日

厚生委員長 山崎 岩男

衆議院議長松岡駒吉殿

社会保険診療報酬支拂基金法案

(内閣提出)に関する報告書

一、議案の目的及び要旨

本法案は、社会保険診療報酬支拂基金を創設し、健康保険、船員保険、国民健康保険及び法律をもつて組織される共済組合等の各種にわたつた社会保険診療報酬の支拂機能を一元化することによつて迅速適正な支拂を確保し、円満な社会保険診療の推進に寄與することを目的とするものである。即ち、社会保険診療報酬支拂基金は公法人として主たる事務所を東京都に、従たる事務所を各都道府県において業務を運営する。理事機

関としては保険者代表、被保険者代表及び公益の各代表者をもつて理事に充てる等、極めて民主的な運営を図ることとしている。基金の基本金は百万円で、その中四十万円は政府が繰出し、残額はその他の保険者で繰出す。基金の業務は保険者が診療担当者に支拂う診療報酬の支拂を代行することと、その診療報酬請求書の審査をすることである。

二、議案の可決理由

本法案は、從來各保険者より個々に支拂われたため支拂が遅延し、又は往々紛争を免れなかつた社会保険診療報酬の迅速適確な支拂を期することによつて、社会保険の円満な運営に資しようとするものであつて、その内容も適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した。

三、本案施行に要する経費

基金の基本金繰出額

約四十万円

右報告する。

昭和二十三年七月三日

厚生委員長 山崎 岩男

衆議院議長松岡駒吉殿

恩給法臨時特例案(松原一彦君外六十五名提出)に関する報告書

一、議案の目的及び要旨

終戦直後制定せられた恩給法臨時特例は、公務員の俸給の増加にもかかわらず、恩給金額の計算について暫定的に制限的措置を講ずるものであつて、最近における社会経済事情に徴するときは、恩給

法はすでに退職給與の失を失つたものである。よつて國家公務員法に明かにされた恩給制度の趣旨にも鑑み、長年勤務の公務員が退職後も相應の生活を営ましめることを旨として、恩給法の改正を行おうとするのが本案の目的である。その主たる内容は次の通りである。

(一) 普通恩給年額、一時恩給及び一時扶助料の金額の計算について、公務員の退職又は死亡当時の俸給額を基礎とする恩給法の原則に復したること。

(二) 増加恩給及び傷病年金の年額は、退職当時の俸給を基礎とし、これに公務傷病の原因及び症状等差の区分のみによる一定の率を乗じて算出すること。

(三) 増加恩給及び傷病年金の年額に対しては、暫定的取扱として恩給受給者の家族一人につき年額二千四百円を加給すること。

(四) 公務扶助料の年額は、普通扶助料の額を基礎としてこれに死亡の原因の区分のみによる一定の率を乗じて算出すること、なお、遺族加給は一人につき一律に年額二千四百円を加給すること。

(五) 恩給國庫納金及び恩給交付金の金額算出率を恩給法所定の百分の二の率に復したること。

(六) 普通恩給の停止に關し、恩給外所得ある者については、その恩給年額を一万五千円、恩給外所得年額を十五万円に引き上げ、若年普通恩給受給者につい

ては暫定的取扱として五十才未満の者につき、その年令に應じ恩給金額の全額乃至十分の三に至る三段階に区分してその支給を停止すること。

(七) 本案改正前に給與事由の生じた普通恩給、傷病年金及び扶助料については、從來の俸給給與を新給與水準に切り替えた際の最低額の程度までこれを増額改正すること。

二、議案の可決理由

現行恩給法はすでに所期の目的を達することが出来ず、現下の社会経済情勢において恩給生活者の困窮は特になほだしい実情であるので、本案は特に適切緊要なものと認め、これを可決すべきものと議決した。

三、本案施行に要する経費

約五億九千万円

右報告する。

昭和二十三年七月三日

厚生委員長 山崎 岩男

衆議院議長松岡駒吉殿

昭和二十三年十一月二十六日印刷

昭和二十三年十一月二十七日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局